

# 精神障害者の雇用

不安に思ったら **ご相談** ください。

埼玉県障害者雇用総合サポートセンターでは、**精神障害者就業推進業務**を行っています。

これから精神障害者を雇用する事業主の方、すでに雇用をされている事業主の方などの障害者雇用における不安を、**障害者雇用のプロフェッショナル**が皆様の立場に立って**無料**で支援します。

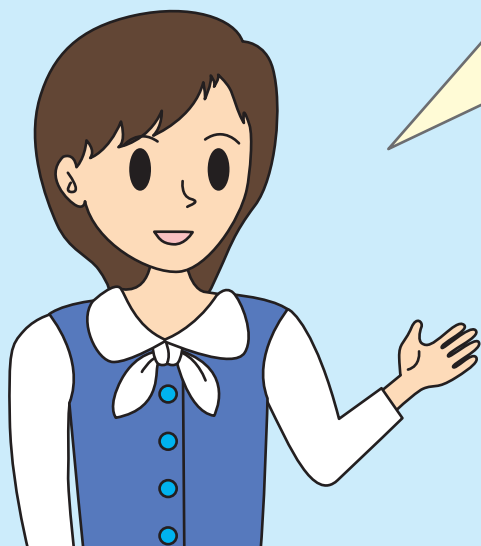


**精神保健福祉士**※や

経験豊富な**専門スタッフ**が対応します。

- ・精神障害者の雇用のご相談
- ・メンタルヘルスケアのご相談
- ・当事者とのご相談
- ・障害者雇用全般のご相談
- ・スタッフ向け研修

※ 精神保健福祉士とは?・・・精神保健福祉領域におけるソーシャルワーカーの国家資格です。



お気軽に下記へご連絡ください

埼玉県障害者雇用総合サポートセンター 企業支援業務

〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和5-6-5 浦和合同庁舎 別館1階  
TEL.048-827-0540(受付時間 月曜日～金曜日 8:30～17:00 除く祝日・年末年始)  
E-mail: [koyou-support@bz03.plala.or.jp](mailto:koyou-support@bz03.plala.or.jp)  
URL: <http://www.koyou-support.jp> (Eメール、ホームページからもお問合せが可能です)



**0120-540-271** (月曜日～金曜日 8:30～17:00 除く祝日・年末年始)  
コヨウヲ ツナイデ

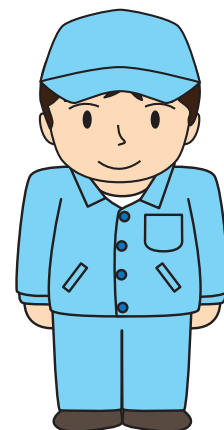
# 障害者の方の 短期訓練のお誘い

この事業は、埼玉県産業労働部雇用労働課による「障害者雇用開拓・チャレンジ体験事業」として実施するもので、障害者雇用の経験がない事業者の方に、訓練を通して障害者を理解してもらおう事業です。

## 短期訓練でこんなことがわかります！

- ・ 障害者の雇用経験がないので、訓練から受け入れてみたい
- ・ 障害者にやってもらえる仕事はなんだろう
- ・ どこまで仕事ができるんだろう
- ・ 今雇用している障害者とは異なる障害について知りたい

・・・etc



## 短期訓練に際して

- ① 費用は一切かかりません
- ② 訓練後に採用の必要はありません
- ③ 訓練時、傷害・損害保険は当サポートセンターで加入します
- ④ 訓練期間は、3～5日の短期です
- ⑤ 訓練中は支援機関のサポートが入ります

詳細は下記へご連絡ください

埼玉県障害者雇用総合サポートセンター 企業支援業務

〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和5-6-5 浦和合同庁舎 別館1階  
TEL.048-827-0540(受付時間 月曜日～金曜日 8:30～17:00 除く祝日・年末年始)

E-mail: [koyou-support@bz03.plala.or.jp](mailto:koyou-support@bz03.plala.or.jp)

URL: <http://www.koyou-support.jp> (Eメール、ホームページからもお問合せが可能です)



コバトン

 **0120-540-271** (月曜日～金曜日 8:30～17:00 除く祝日・年末年始)